

# 土木工事設計要領

(全2編)

第1編 共通編

河川編

第2編 道路編

# 土木工事設計要領

## 第 1 編

### 共通編

第 1 章 設計一般

第 2 章 仮設構造物

## 河川編

第 1 章 護岸設計

# 土木工事設計要領の適用範囲

## 1 構成

土木工事設計要領は、第Ⅰ編 共通編，第Ⅱ編 河川編，第Ⅲ編 道路編からなっている。

## 2 適用の範囲

本設計要領は、沖縄総合事務局で実施する直轄道路の計画及び設計に適用するものである。

なお、沖縄総合事務局で受託する道路の計画・設計については、委託者側の設計基準によるほか、この設計要領を適用するものとする。

## 3 適用の期間

本設計要領刊行後から、次回改訂版刊行後までの適用とする。ただし、この間に各種示方書や指針類の基準の制定や改訂があった場合、その制定・改訂趣旨を十分に把握し、弾力的に運用するものとする。

## 4 適用の除外

次の各項目に該当する場合は、本設計要領によらないことができるものとする。

- 1) 高規格幹線道路等で、特別な配慮が必要な場合。
- 2) 大規模又は特殊な工事で、特別の配慮が必要な場合。
- 3) 新技術や新工法による場合。
- 4) その他、本設計要領によりがたい場合。

# 土木工事設計要領の留意事項

## 1 一般的留意事項

設計要領の適用にあたっては、各種の設計，施工条件等を勘案の上、安全性，使用目的の適合性，維持管理の容易さ，環境との調和，経済性等を考慮して、合理的な設計となるように努めなければならない。

## 2 参考資料等

設計要領の本文中に、「標準図」「参考図」「...の例」として、具体的な形状を示したものと及び、本文の他に「参考資料」と称する附則文を含めたものから構成されている章、あるいは節がある。これらについては下表を意図しているので適正に運用されたい。

標準図	設計の指針となる標準的寸法、構造等を表すもので、設計思想、留意点及び取合等の標準を示したもの。
参考図 .....の例	標準と思われる一例を示したものであり、詳細設計の際の設計図面作成の参考とするもの。
参考資料	本設計要領を適正に運用していくための補足的な説明と、新たな基準(案)等が策定されたが今回の改訂時点で本文に至らなかった事項等を、附則文としたもの。

## 3 各種基準の改定について

設計要領は、改訂時点の各示方書や指針類の技術基準等を元に編集されている。しかし今後、これらの基準類の改訂等が行われる場合があるので留意されたい。

## 4 協議（問い合わせ）先

設計要領に記載した事項について、「担当課と協議すること」としているものの協議先、および設計要領の内容についての質問の担当部署は次の通り。

	設計要領の各章各節	担当課	担当係
共通編	第1章 設計一般	技術管理課	基準専門職
	第2章 仮設構造物	河川課	工務係
河川編	第1章 護岸設計	河川課	工務係
道路編	第1章 道路設計 第1節 道路設計 第2節 土工 第3節 舗装 第4節 擁壁 第5節 排水 第6節 ボックスカルパート	道路建設課	改良係
	第2章 橋梁設計		
	第3章 トンネル設計		
	第4章 維持修繕	道路管理課	維持修繕係
	第5章 交通安全施設	道路管理課	交通対策係
	第6章 道路附属物	道路管理課	交通対策係
	第7章 その他	道路管理課	管理係

## 5 設計条件の表示

構造物等の設計に用いた条件等については、現場での施工（管理）の段階まで正しく伝えられるように、構造一般図等に明記することとする。表示すべき条件の項目等詳細は、構造物の種類や形式等によって異なるので、それぞれ本設計要領の各章及び各節によるものとするが、一般的には概ね次のようなものがあげられる。

- 上載荷重等の条件
- 裏込土の条件
  - 単位重量、内部摩擦角等
- 地盤の条件
  - 直接基礎の摩擦係数
  - ボーリング柱状図
  - 地下水位の条件
- 施工条件
  - 地盤支持力とその確認
  - 杭基礎における、頭部及び先端の処理方法等

## 6 語句の意味

設計要領の各記述に用いられている語句の意味は次表のとおりとする。

末尾に置く語句	語句の意味
<p>……する。            ……するものとする。            ……とする。            ……によるものとする。            ……とおりにする。            ……しなければならない。</p>	<p>理論上又は実際の根拠に基づく規定。又は、規格や取扱いを統一する必要から設けた規定。            明確な理由がない限り、当該規定を犯してはならない。</p>
<p>……原則として……とする。            ……を標準とする。            ……を基本とする。</p>	<p>周囲の状況等によって、一律に規定することはできないが実用上の必要から設けた規定。            規定の趣旨を逸脱しない範囲であれば、必ずしも当該規定に従う必要はない。</p>
<p>……するのがよい。            ……するのが望ましい。</p>	<p>理論上又は実際上の根拠に基づく規定ではあるが、簡易を旨とするものなどに対し、厳重にそこまで規制する必要はないと思われる規定。            特に大きな支障がない限り、当該規定に従わなければならない。</p>
<p>……してもよい。            ……することができる。</p>	<p>① 厳密な検討を行った上で設計するのがよいが、設計を簡単にすることを旨とするときの便宜上、簡便法を与えた規定。            厳密な検討を行う場合には、それが当該規定に優先する。            ② 規定がすべて安全側に作られているため、それぞれそのまま適用すると厳しすぎる場合に緩和するための規定。            安全側に過ぎることが明らかな場合には、緩和規定によってよい。</p>

注) この表は、本設計要領の各記述の末尾に置く語句の意味を明らかにして、適用上の疑義を防ぐために設けた。

## 土木工事設計要領の改訂にあたっての考え方

現行版を改訂する場合は、下表の ～ のとおり区分し改訂すること。なお、改訂理由も整理するものとする。

改訂理由の区分	改訂の考え方	平成 21 年度の主な改訂箇所
関係図書（各種要領等）の改訂・追加	関係図書（各種要領等）の発行年の更新、内容を反映	全 般
他地整の先進事例等を反映	九州地整を基本としつつ、東北・近畿等の各地方整備局にある先進事例を反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九州地整：全般</li> <li>・東北地整：橋梁の塩害対策桁、排水設備、排水装置等</li> <li>・近畿地整：アスファルト舗装の耐流動対策</li> </ul>
他の参考図書（各種指針等）等の、最新の知見を反映	関係図書類にない最新の知見を反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐候性鋼材の項目削除（「沖縄版塗装マニュアル」を引用）</li> </ul>
表現の工夫・簡素化	新たな文言、文章等の追加、修正、削除 構成の修正・変更	全 般
誤記の訂正、整合	明らかな誤記や整合が取れていない部分の訂正	全 般
沖縄独自の運用（開発建設部運用・地域特性の考慮等）	沖縄独自の運用で、今後も残すべき項目もしくは地域特性にあわない項目等の削除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路附属物 防護柵（反射テープの巾の追記）</li> <li>・橋梁設計 鋼橋の設計 防せい防食（「沖縄地区鋼橋塗装マニュアル（H20.8）」の追記）</li> </ul>
通達等の反映	新しく出された通達等の内容を反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生資源活用工事実施要領の改訂（平成 21 年 2 月 26 日）</li> </ul>
修正しない	基準となる図書等の改訂がなく、内容修正の必要がない	-